

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

2 対象施設

- (1) 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関
- (2) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で受けた内示を取り下げている新型インフルエンザ等患者入院医療機関
- (3) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 対象経費及び基準額

新型コロナウイルス感染症者患者等入院医療機関が入院患者に医療を提供するために必要な次に掲げる経費

- (1) 入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費 133,000 円/病床
- (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円/台
- (3) 個人防護具 3,600 円/人
- (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円/病床
- (5) 簡易ベッド 51,400 円/台
- (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円/台
- (7) 簡易病室及び付帯する備品 実費額

5 補助率

10分の10